



隠岐の島町から転出される方へ



転出届にともなう各種手続きをご案内します。

対 象 と な る 方	隠 岐 の 島 町 で の 手 続		転 出 先 で の 手 続	
印鑑登録をしている方	1 階④番窓口 戸籍住民係 ☎2-8560	転出予定日をもって登録が廃止されます。 印鑑登録証を返納 してください。	登録する 印鑑、本人確認書類等 をお持ちの上、新たに印鑑登録の手続をして下さい。	
国民年金に加入又は 受給している方	1 階⑤番窓口 国保年金係 ☎2-8560	手続はありません。	手続はありません。	
国民健康保険に 加入している方		転出予定日の翌日に資格を喪失します。 喪失届をして被保険者証を返納 してください。	印鑑 をお持ちの上、新たに加入の手続をしてください。	
後期高齢者医療受給者証 をお持ちの方		県内 転出	手続はありません。	被保険者証の住所変更 手続をしてください。
		県外 転出	転出予定日の翌日に資格を喪失します。 喪失届をして被保険者証を返納 してください。 負担区分等証明書を発行 します。	負担区分証明書(隠岐の島町発行) をお持ちの上、手続をしてください。
子ども等医療費受給 資格証をお持ちの方		転出予定日の翌日に資格を喪失します。 喪失届をして医療費受給資格証を返納 してください。	健康保険証と印鑑 をお持ちの上、手続をしてください。	
障がい者手帳を お持ちの方	1 階①番窓口 地域福祉係 ☎2-8561	手続が必要な場合があります。 手帳をお持ちの方は左記までご連絡ください。	転入先市町村にお問合せください。	
児童手当を 受給している方	1 階①番窓口 児童福祉係 ☎2-8577	児童手当受給事由消滅届 を提出してください。	マイナンバーカード・銀行通帳・保険証等 をお持ちの上、新たに受給の手続をしてください。	
児童扶養手当を 受給している方		児童扶養手当住所変更届 を提出してください。転入先自治体宛て事務連絡(転出先でのお手続きに必要なものの記載あり)をお渡しします。	児童扶養手当住所(転入) 変更届 を提出してください。	
子育て応援パスポート (こっころカード)を お持ちの方	1 階②番窓口 子育て世代 包括支援係 ☎2-8577	県外に転出 される方は 返還届 を提出し、 こっころカードを返納 してください。	転入先市町村で新たに手続をしてください。	
妊娠中で母子健康手帳 の交付を受けている方		妊婦一般健康診査受診票の残り枚数を確認します。	転入先市町村で受診票の交換が必要です。	
介護保険の被保険者の方	1 階①番窓口 高齢者福祉係 ☎2-4500	転出予定日の翌日に資格を喪失します。 保険証を返納 してください。 認定を受けている方は受給資格証明書 を交付します。	転入先市町村で新たに手続をしてください。	

対 象 と な る 方	隠 岐 の 島 町 で の 手 続		転 出 先 で の 手 続
水道使用の解約手続 がお済みでない方 (転出後も契約継続の 場合は手続不要です)	2 階①番窓口 上下水道課 ☎2-0192	閉栓・名義変更手続が必要です。 左記担当までご連絡ください。	転入先市町村にお問合せください。
防災行政無線戸別受信機 の貸与を受けている方	2 階⑤番窓口 総務課 危機管理室 ☎2-2111	防災行政無線戸別受信機の貸与を受けている方は、受信機をお持ちの上、 窓口にて返却手続 をしてください。(町営・県営住宅に入居されていた方は除く)	
小・中学校に在学中の お子様がいます方	3 階①番窓口 教育委員会 ☎2-2206	現在通学している学校または教育 委員会で手続をしてください。	転入先市町村の学校・教育委員会に お問合せください。
隠岐航路・航空路運賃 助成対象者証明書 (離島割引カード) を お持ちの方	2 階⑧番窓口 地域振興課 ☎2-8570	本町から航路(フェリー・高速船)または航空路(隠岐-出雲便)で転出 する際にご使用できます。 転出後にご自身で必ず破棄 をしてください。 ※ 隠岐の島町に住民票がある方が扶養し、町外に居住(住民票が町外) する小・中・高・大学等に通う児童・生徒は、準住民カードの交付対象 になりますので申し出てください。別途申請手続が必要です。	

他市町村への転入手続について

新しい住所に引っ越した日から **14 日以内に新住所地の市区町村役場で転入届**をしてください。
(14 日以内に届出をしないと、5 万円以下の過料に処せられる場合があります。)

用 意 す る も の	
マイナンバーカードを お 持 ち の 方 	◎ マイナンバーカード及び暗証番号(英数字 6～16 桁・数字 4 桁) (転入先の市区町村窓口で住所の書換え手続があります) ※新しい住所に引っ越した日から 14 日以内かつ転出予定日から 30 日 以内に 転入手続 をしてください。 期限を過ぎた場合はマイナンバーカードが 失効 するため、窓口または郵送で転出証明書の再交付手続をしてください。
マイナンバーカードを お 持 ち で な い 方	◎ 転出証明書(隠岐の島町発行のもの) ◎ 本人確認書類(運転免許証等)

転出をやめるとき

転出届の取消手続をします。下記をご用意のうえ、役場 1 階④番戸籍住民係窓口へお越しください。

マイナンバーカードをお持ちの方：◎ **マイナンバーカード及び暗証番号**

マイナンバーカードをお持ちでない方：◎ **転出証明書(隠岐の島町発行のもの) 及び本人確認書類(運転免許証等)**

※郵送やお電話での手続はできませんのでご注意ください。